



第4号様式

流市民 第1817号
令和8年3月26日

(宛先) 流山市監査委員

流山市長 井崎 義治



監査結果に基づき講じた措置について（通知）

令和8年2月19日付け、流監第144号で報告のあった監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により別紙のとおり通知します。

措置事項報告書

報告年月日・番号	令和8年2月19日・流監第 144号		
監査の種類別	定期監査・行政監査		
部 課 等 名	区分	指摘事項等	措置事項
市民生活部市民課	意見	前渡資金整理簿等が未作成（パソコンによる管理等含む）、または記載に誤りや漏れがあった。公金に関する帳簿であることを再認識し、規則に定められた前渡資金整理簿の作成及び記載を徹底し、厳正に管理されたい。	適正な公金管理の徹底を図るため、財務規則の該当箇所、公金等適正管理マニュアルを職員に回覧し、周知、指導しました。 また、受領金の確認時、領収書確認時に前渡資金整理簿の記載を複数人で確認することとし、チェック体制の強化を図りました。

- 1 措置事項については、監査結果に基づき、又は監査の結果を参考として措置を講じた事項を記入すること。
- 2 区分については、指摘事項又は、検討・要望事項等の監査委員意見の区分を記入すること。表示は、「指摘」又は「意見」とする。